

令和 2 年度第 4 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和 3 年 3 月 12 日（金）
午後 2 時 00 分～午後 3 時 33 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 7 名
（当該場所に存しない役員の出席方法）
理事 1 名、監事 2 名はテレビ会議システム（Zoom）を利用して参加
- 5 審議事項
 - 議案第 47 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について
 - 議案第 48 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について
 - 議案第 49 号 退職慰労金規程の改正（案）について
 - 議案第 50 号 介護職員処遇改善加算手当に関する取扱規程の改正（案）について
 - 議案第 51 号 居宅介護支援事業（介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業）運営規程の改正（案）について
 - 議案第 52 号 特定費用準備資金の積立計画（案）について
 - 議案第 53 号 第 2 次中期計画後期修正版（令和 3 年度～令和 5 年度）（案）について
 - 議案第 54 号 令和 3 年度事業計画（案）について
 - 議案第 55 号 令和 3 年度収支予算（案）について
 - 議案第 56 号 令和 2 年度第 2 回臨時評議員会の招集について
- 6 報告事項
 - 報告第 3 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について
 - 報告第 4 号 令和 2 年度決算見込（自主事業）について
- 7 議事の経過と結果
開会前に、事務局により、当該テレビ会議システムが出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることが出席者全員により確認された。

(1) 会議成立の報告

冒頭で理事長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 47 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について

イ 議案第 48 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について

ウ 議案第 49 号 退職慰労金規程の改正（案）について

エ 議案第 50 号 介護職員処遇改善加算手当に関する取扱規程の改正（案）について

本 4 件の議案は、ホームヘルパー就業規則の改正に関する所要の改正であることから、一括で事務局より次のように説明があった。

「議案第 47 号、ホームヘルパー就業規則の改正（案）について」

「本改正の趣旨は、ホームヘルパー就業規則に規定している嘱託ヘルパー、臨時ヘルパー、登録ヘルパーについて、平成 29 年度以降「登録型ヘルパー」などの新しい働き方を進めてきた結果、現時点において適用する職員がいない状況となっており、関連する表記について、文言の削除など所要の改正を行うものである。議案の巻末、新旧対照表にて主立ったものについて説明する。

1 ページ、第 16 条（出勤及び退勤）の文言整理を行った。第 20 条（勤務時間、始業・終業時刻、休憩時間）の第 1 項第 1 号「嘱託ヘルパー」の表記を削除した。

2 ページ、同条同項第 2 号の「臨時ヘルパー」を削除した。同条同項第 3 号「登録ヘルパー」を削除した。

3 ページ、第 38 条（賃金等）の第 2 項第 6 号「期末・勤勉手当」を削除した。

4 ページ、第 39 条（退職慰労金）を削除した。併せて、これ以降の条番号を繰り上げた。

5 ページ、別表第 1（第 27 条関係）のホームヘルパーの年次有給休暇の表の下、※印の部分の「登録ヘルパー」の文言の削除を行った。

6 ページ、別表第 2（第 38 条関係）の 1～3 の賃金表を削除した。このほか所要の改正を行った。」

「議案第 48 号、嘱託職員等就業規則の改正（案）について」

「巻末の新旧対照表 2 ページ、別表第 2（第 36 条関係）1. 嘱託職員賃金表と 2. 臨時職員賃金表の両方の整合を図る目的で、2. 臨時職員賃金表の職種欄、「介護士」に「ホームヘルパー」を追加した。このことで、臨時職員のホームヘルパーの任用が可能となり、ヘルパーの体制強化につながるものと考えている。」

「議案第 49 号、退職慰労金規程の改正（案）について」

「巻末の新旧対照表 1 ページ、第 1 条（目的）のホームヘルパー就業規則に関する表記を削除した。」

「議案第 50 号、介護職員処遇改善加算手当に関する取扱規程の改正（案）について」

「巻末の新旧対照表 1 ページ、第 2 条（対象者）の「登録ヘルパーを除く」という文言を削除した。第 3 条（支給要件）第 1 項第 2 号「サービス提供責任者は除く」を削除した。同条同項第 3 号の「サービス提供責任者」の表記を削除した。同条同項第 4 号の「支給日に在籍している」という表記を削除した。

2 ページ、別表第 1（第 4 条関係）については、処遇改善加算手当の支給対象者を明確

にするために文言整理を行った。また、所要の改正を行った。」

「議案第 47 号から議案第 50 号に関して、このたびの改正により、現在支払われている賃金・手当の支給水準や実質的な支給額への影響はない。」

審議の結果、議案第 47 号から議案第 50 号は原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第 51 号 居宅介護支援事業（介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業）運営規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「本改正は、令和 3 年 4 月より特定事業所加算を取得するための要件である、24 時間連絡体制を、第 6 条に追加したものである。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

カ 議案第 52 号 特定費用準備資金の積立計画（案）について

事務局より次のように説明があった。

「本計画案は、地域包括支援センターゆうあいのエリア変更に伴い、令和 2 年 6 月に移転済みの調布市国領町 3 丁目の事務所と、令和 3 年 4 月より契約予定の調布市八雲台 1 丁目の事務所について、原状復帰に要する資金を、特定資産として積立するために提案するものである。

主な計画の内容は、「4 計画期間」にあるとおり、賃貸借契約期間に合わせ、令和 5 年度までの計画としており、令和 6 年度以降も事業を継続する場合は、令和 5 年度中に再度、積立計画を理事会にて決議いただく予定である。」

理事より、「この基金の原資はどこから来るのか」との質問があり、事務局より、「これまで累計している流動資産のほうから移動する予定である」との答弁があった。

理事より、「市からの委託事業の場合でも、こういう設備的なものについては全部受託先が行うのか」との質問があり、事務局より、「受託に関しての賃貸借の支出についても、受託費の中に含まれているので、その中から支出することになっているが、今回の場合はイレギュラーで、サブセンターについては、既に別の事務所が改装し、それを使っていたという経緯があり、それをそのまま我々が引き継ぐ形になる。それを万が一お返しする場合は、元に返すということになる。それは、そもそも我々と市との受託契約に入っていないので、市のほうの負担にはならないという説明を受けている。万が一その受託がなかった場合には、私たち自身が改装してお返しする形になるので、こういう形で積立をさせていただくということである」との答弁があった。

理事より、「これは、令和 5 年でまた再度決まるのか。これでずっと決まっていけないのか」との質問があり、事務局より、「家主さんとの賃貸借契約が 3 年で、それに合わせた形で、その都度積立を更新する形である」との答弁があった。

理事より、「市からの受託は、何年で切れるというものではないのではないのか」との質問があり、事務局より、「市と包括の委託に関しては、今のところ何年という決めがない。概ね 10 年程度というふうに、プロポーザル時には聞いている」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

キ 議案第 53 号 第 2 次中期計画後期修正版（令和 3 年度～令和 5 年度）（案） について

事務局より次のように説明があった。

「本計画は、もともと全 6 年の期間にわたるものであるが、今般の見直しでは、前半 3 年
間を振り返り、後半 3 年間の計画を時点修正した。

冊子の 20～22 ページで、公社の全事業と、計画で策定した基本目標を体系化している。
見直しの作業では、「全ての係・職員で考える」をコンセプトに、この全事業をそれぞれ
の担当が、現時点の現状と課題を洗い出し、目標の見直し・修正の検討を行った。

重点プロジェクトについては、係長職以上の職員で構成する運営委員会が主体となり、
検証を行った。検証では、3 年の間に顕在化した労働人口の減少や働き方改革など国全
体の特筆すべき変化や、福祉圏域の整理と地域福祉コーディネーターの配置など、調布
市の特筆すべき変化を踏まえ、計画の時点修正を行った。

多くの事業で、新型コロナウイルス感染症の影響をどの程度考慮すべきかについて、大
変難しい判断となったが、ワクチンや医薬品の開発にも期待をかけて、事業規模が縮小
している現状を最低限の目標値として設定をした。

主な目標値等の変更については、新旧対照表（計画の概要）2 ページ、重点プロジェク
ト 1、ケースカンファレンス（事例検討会）の推進、「ゆうあいチャレンジプログラム」
については、多職種による連携をより強く体感できるように、内容の充実と回数の精査
を行う。併せて、管理職・各種専門職には、ケースカンファレンスへの参加を義務化し、
学びへの意識醸成を図る。

3 ページ、重点プロジェクト 3、先駆的な家族介護者向け支援の創出では、「ホームヘル
パー出張派遣」・「介護予防、フレイル予防調査」を、モデル事業から本格実施へ移行す
る。

4 ページ、重点プロジェクト 5、福祉人材の育成・発掘に向けた研修の充実では、「福祉
専門職スキルアップ研修」が、研修の主催から講師の派遣へと事業の形態が変わる。

基本目標については、5～6 ページ、「だれでもカフェ（延べ参加者）」までの目標値は、
新型コロナウイルス感染症の動向が不透明であることから、現状値に沿った数値で設定
する。「認知症高齢者等を介護するケアラー（介護者）支援マップ」では、調布市との連
携で「介護者手帳の作製」を追加し、目標値にも「介護者手帳」を入れる。

7 ページ、調布市地域包括支援センターゆうあい事業では、介護予防関連事業で、「出張
説明会」が、名称変更で「出前講座」になる。「みまもっと PR 活動件数」では、事業検
証を行い、内容の充実を図ることから、目標値を 250 件に変更する。

8 ページ、訪問介護事業、障害者訪問介護事業では、退職ヘルパーの補充ができていな
いことから、「延べ利用時間数」の目標値を 1 万 2,220 時間に変更する。「介護職カフェ
（介護技術勉強会）開催回数」は、内容の充実化を図ることから、目標値を 4 回以上に
変更する。

9 ページ、居宅介護支援事業、介護保険要介護認定調査事業では、「福祉専門職スキルア
ップ研修」の事業形態が変わったことから、実施回数の目標値の設定を廃止する。

10 ページ，デイサービスふちぼあん事業では，現況の職員体制に合わせ，「延べ利用者数」の目標値を，稼働率 75%以上，2,310 人以上に変更する。「地域開放支援事業」は，新型コロナウイルス感染症の動向が不透明であることから，目標値を 15 回に変更する。

11～12 ページ，「ゆうあい福祉セミナーの参加人数」までの目標値については，新型コロナウイルス感染症の動向が不透明であることから，現状値に沿った数値で設定する。その下は再掲である。

13 ページ，調査研究開発事業では，「実践活動報告数」について，新型コロナウイルス感染症の動向が不透明であることから，目標値を 5 回に変更する。その下は再掲である。

14 ページ，法人運営及び組織体制の強化・充実では，働き方改革の法改正を受け，「年次有給休暇の取得促進」と「全職員の所定外労働時間（年間）」の目標値を，それぞれ 70%以上，7,000 時間に変更する。その下は，文言の修正である。

15 ページ，自主的，自立的運営に向けた財政基盤の強化では，「モニタリングシート対策達成立」について，新型コロナウイルス感染症の動向が不透明であることから，目標値を 70%以上に変更する。

16 ページは資料の追記である。」

理事より，「このコロナ禍にあって，中間の見直しといえども，職員が総出でこれだけのことをまとめ，実施可能な数値で体制を組むという作業をされたことに敬服している」との感想があった。

審議の結果，原案どおり出席理事全一致で可決し，承認された。

ク 議案第 54 号 令和 3 年度事業計画（案）について

事務局より次のように説明があった。

「1 令和 2 年度の振り返りと課題」

「新しい生活様式」と「3 密を避ける」が社会的なテーマとなり，公社においても，まさしくコロナに振り回された感の 1 年であった。多くの事業やイベントが縮小・中止になり，経営上も大変厳しい状況が続いたが，そうした中であっても，協力会員や職員が意欲を高く保ち，安全・安心に配慮しつつ，事業継続がかなったことは大変大きな成果であった。一方で，職員の欠員補充や協力会員の新規確保などの課題については，先送りとなった。

令和 2 年度は中期計画の見直し年度であったが，過去 3 年間を検証し，事業規模の伸び悩み，調布市が整備した福祉圏域を意識した連携，新型コロナウイルス感染症対策の 3 点の課題が浮き彫りになった。令和 3 年度の事業計画（案）は，それを踏まえて策定した。」

「2 運営方針」

「コロナ禍が収束の兆しのない中，令和 3 年度は，公社が展開する事業全般で，感染予防・感染防止の徹底と，利用者・協力会員等のボランティア・職員の安全・安心の確保を最優先に臨んでいく。」

「(1) 法人運営」

「居宅介護支援事業で，特定事業所加算の取得要件が整ったので，着実な収益の確保に努める。地域包括支援センター事業では，担当エリアの変更が本格実施されるので，事務

移行を円滑に進める。」

「(2) 事業運営」

「介護予防の取組で、フレイル予防重視の観点から理学療法士を増員したので、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながらではあるが、調布市の意向も踏まえ、総合事業通所型サービス（市基準）事業の拡大を目指す。認知症当事者と家族介護者支援の拡充では、調布市と連携し、前者においては、認知症サポーターと認知症当事者のニーズの橋渡しをする新たな仕組み、「調布市版チームオレンジ」の設置準備を、後者では、家族介護者が、現に自分が関わっている介護を客観視する一つのツールとして、「調布市版介護手帳」の作製準備を進める。」

「3 重点プロジェクト」

「ケースカンファレンス（事例検討会）の推進では、中期計画の振り返りを踏まえ、内容の充実・活性化を図る。」

「4 実施事業」

「(1) 住民参加を基盤としたインフォーマルサービスの拡充」

「コロナ禍で改めて実感した人々の不安やつながりを求める強い思いを受け止められるケースワーク力の強化と、調布市が配置した地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員との連携の強化を推進して、必要な方に必要な支援が届けられるように、ホームヘルプサービスや食事サービス、また「ちょこっとさん」事業の充実を図る。

食事サービスでは、経年劣化が散見される厨房設備について、改修等の計画策定を進める。また、喫緊の課題である協力会員の確保については、コロナ禍が鎮静した後とは異なるが、大規模集合住宅等でのポスティングや説明会開催等の取組を強化する。

「(2) 認知症施策の推進－認知症当事者とその家族への支援－」

「記載の従来 of 事業に加え、調布市と連携し、「調布市版チームオレンジ」の設置準備と、「調布市版介護手帳」の作製準備を進める。」

「(3) フォーマルサービスの充実」

「調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業で、コロナ禍の動向を見極めながら、総合事業通所型サービス（市基準）の拡大を図り、フレイル予防に努める。調布市地域包括支援センターゆうあい事業では、八雲台地域のサブセンターでの事業展開が本格化するので、円滑な実施に努める。」

「(4) 介護保険事業（自主事業）による自立支援の促進」

「令和2年度は、コロナ禍による利用者の減・利用控えの影響が大きかったことから、これもコロナ禍の動向を見極めながらとは異なるが、営業活動を強化するなど、新規利用者の獲得に努める。居宅介護支援事業は、主任介護支援専門員の配置がかなったので、特定事業所加算の円滑な取得に努める。」

「(5) 公益法人として先駆的な役割を果たすための事業の推進」

「コロナ禍で中止や縮小を余儀なくされたイベント等の代替として、開設したばかりのフェイスブックや、紙面をカラー化する「ほっとらいん」を有効活用し、情報発信を行う方策を模索する。」

「(6) 健全な公社運営」

「令和2年度に試行した管理職を対象とした人事評価や、職員が自己評価を行って局長面

談を行う試み等を検証し、一般職員を対象に人事評価制度を試行して、働き方改革の「同一労働同一賃金」を進める。

自主事業の収支については、コロナ禍を受け、令和 2 年度も大変厳しい状況であった。先行きも不透明である。改めて、公社の全職員で、コストと売上を意識した事業運営に取り組んでいく。」

理事より、「認知症施策のところ、今は緊急事態宣言下なので活動できないが、「チームオレンジ」について具体的なビジョンがあったら教えてほしい」との質問があり、事務局より、「今具体的なものはなく、調布市のほうから、来年度一緒に考えましょうというお話をいただいている段階である。」との答弁があった。

理事より、「調布市版チームオレンジ」というものがどういうものなのか知りたかった。もう一つは、調布市版の介護保険適用について説明をいただきたい」との質問があり、事務局より、「両方とも、実は調布市に次年度の公社に何を期待しているかという話をしたところ、今こういうことを考えているので、ぜひ公社の知見を生かしてほしいと声をかけられ、我々は認知症に関してはプロの職員が多く、ケアラー支援もかなり熱心に行っている、それについては一緒に考えていきたいと思います」という話をさせていただいた。中身はこれから市と一緒に考えていく」との答弁があった。

理事より、「チームオレンジ」のやろうとしていることの対象は、どういう方たちか。高齢者、ひとり暮らし、寝たきり、認知症とかあると思うが、どこがターゲットか」との質問があり、事務局より、「いわゆる認知症サポーターで、そういう方々の活動をどう支えていこうか、どう発展させていこうかということだと私は認識している。次年度については、これから市と協議を進めていかなければいけない部分も多いが、具体が見えたらまたご説明する」との答弁があった。

理事より、「フレイル予防というのが今すごく働きかけをしている。高齢者支援室でも、J:COM で朝の 8 時半から十筋体操をやっているが、介護に至るまでの予防に力を入れて、市とともにやっていけたらよいのではないか」という意見があり、事務局より、「ゆうあい理学療法士が 1 人おり、その職員がいろいろプログラムを考えて事業をし、すごく評判がよかった。コロナ禍でフルにできなくなったが、午前中を 2 回に分けて、なるべく密にしない形で事業展開をしている。やりたいという方が多く、それに応えるため、理学療法士をもう一人、今年の 2 月に採用し、力を入れていこうという動きをしている。市からも、それはぜひやってほしいと言われているので、もう少しコロナが落ち着いたら事業も拡大できるのではないかと考えている」との答弁があった。

理事より、「具体的な案はないが、コロナの時代になり、長く続くと思うので、リモート等、コロナ対応できるような形が見つけられたらいいのではないか。今までの概念の形ではなく、ゆうあいに来る高齢者の方は、体操するだけではなくて、楽しみに来て、精神的に、お顔を合わせてニコニコできることの力の大きさというのを、コロナを体験してよけい感じたと思うので、それを逆手にとるではないが、何かいい案があるといいなと希望している」との意見があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ケ 議案第 55 号 令和 3 年度収支予算（案）について

事務局より次のように説明があった。

「初めに、事業別収支予算、8ページである。」

「1 概要」

「全体の収入、支出で、どちらも同額となっているが、補助事業等については2億4,021万1,000円、受託事業は2億489万9,000円、自主事業は1億1,566万2,000円となり、全体で5億6,184万8,000円となっている。予算規模としては、補助金・委託金の内示額が減額になったことや、自主事業の減収を見込み、前年度対比で1,421万円余の減額予算となっている。」

「2 事業別」

「補助事業等であるが、地方公共団体補助金収入が553万円余減額となっており、伴って支出のほうも、人件費を精査するなどし、対応している。

9ページ、受託事業では、在宅サービスセンター事業で、調布市からの受託事業収入が、前年度対比で494万円余減額となっており、これに伴い、支出においても人件費を精査するなどして対応している。

10ページ、自主事業では、訪問介護事業で、昨今、訪問介護事業収入の減収傾向が続いており、損益分岐など収支バランスに注視して対応していく必要がある。減額の予算となっている。居宅介護支援事業では、特定事業所加算の取得を予定し、772万円余の増収を見込んでいる。ぷちぼあん事業では、303万円余の減収を見込んでいる。

11ページ、「その他」項目では、基本財産受取利息収入の減少により、123万円余の減収を見込んでいる。

12ページからは、予算の執行単位、節科目による集計になる。

1ページは収支予算書（正味財産増減予算書）である。経常収益合計は、5億5,562万4,000円を見込んでいる。

3ページ、経常費用については、経常費用計5億5,641万9,000円を見込んでいる。

この結果、令和3年度の当期経常増減額はマイナス79万5,000円となり、これに一般正味財産及び指定正味財産を加え、令和3年度の正味財産期末残高は、3億5,501万2,164円を見込んでいる。

4ページからは正味財産増減予算書の内訳表である。

7ページは、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類である。令和3年度の資金調達、設備投資の見込みはない。」

理事より、「補助金の収入減による、そのはね返りが人件費に行っている部分の説明があったが、人件費というのはとても大事なものだと思う。その人件費のどういう部分が減少して、この額が成り立ったのか」との質問があり、事務局より、「補助金、委託金等の内示額が減少したことにより、人件費によって調整させていただいた。主な内容としては、近年、時間外労働の実態自体がかなり低減している傾向にある。そういった面で、人件費に割り当てている予算について減額が可能と判断をし、調整をした」との答弁があった。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

コ 議案第56号 令和2年度第2回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づいて理事長が招集することとなっている。このことから、令和 3 年 3 月 25 日木曜日、午後 2 時より、第 2 次中期計画後期修正版、令和 3 年度事業計画、令和 3 年度収支予算、令和 2 年度決算見込について、ご報告させていただくため、第 2 回臨時評議員会の開催についてお願いするものである。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第 3 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

事務局より次のように報告があった。

「理事長報告」

「執行状況については、毎事業年度ごとに 4 カ月を超える間隔で 2 回以上と定められており、通常、4 月に前年度分を、9 月に当該年度の前半の報告をしている。しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染症の対策のため、4 月の理事会は書面で議案の議決をお願いした。

執行状況報告は書面での報告ができないとされているため、9 月の理事会において、令和元年度の総括と 2 年度前半の執行状況を報告した。令和 2 年度の総括については、来月 4 月に報告し、本日は、前回 9 月以降の状況について報告する。」

「1 法人運営」

「平成 30 年度から 6 カ年の中期計画について、中期計画の中間年となることから、改めて計画全般の進捗状況や各事業の有効性等についての検証を行い、後期に向け、各事業の取組内容や方向性を見直しを行うことを運営方針に掲げ、推進してきた。令和 3 年度からの後半 3 年間の計画修正等を行い、後期修正版を作成した。内容は、先ほどご審議いただいた。」

「(3) 健全な公社経営」

「事業を継続していくための組織の最重要課題である人材確保については、インターネットを活用した募集なども行った結果、12 月に主任ケアマネジャー、2 月に理学療法士が、それぞれ 1 名入社し、4 月にも 1 名入社を予定している。

育成面では、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部研修への参加を自粛せざるを得なかったが、オンラインを活用したスキル習得・研鑽の機会を積極的に確保している。

オンライン活用の内容としては、外部団体等との会議や協力会員サロン、公社内では職員会議、全体研修など、様々に取り組んでいる。

また、居宅支援係では、職員 1 名が主任ケアマネジャーの取得ができたことから、来年度の特定事業所加算の取得に向けて準備を進めているところである。

職員が安心して働ける職場環境を目指して、年次有給休暇の取得促進、全職員の所定外労働時間の縮減に、継続して取り組んでいく。

休暇については、職層により年度取得、歴年取得と分かれているが、概ね順調に取得している。

所定外労働時間、残業については、目標値を大幅に下回る時間数になっている。職員の

健康管理面からも事務効率を図りながら、引き続き推進していく。

居宅支援、訪問介護、ぶちぼあんの自主3事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者の減少、事業所の感染予防対策や利用者のサービス調整などもあり、積極的な新規取得ができないなどの状況が続き、稼働率の低下や目標件数の未達などが続いている。

厳しい状況の中においても、毎月の収支を確認しながら、改善できる点を洗い出し、収益の確保に努めるなど、健全な運営に努めてきた。」

「(4) 地域包括支援センター」

「運営体制の強化・充実においては、包括支援センターは、令和3年4月から担当する事業エリアが一部変更する。現事務所以外に、地域内でもう1カ所の相談場所、ランチを設け、変更する地域については事業の移行も進めてきた。」

「(5) 施設改修」

「施設改修については、ご利用の皆様にはご不便をおかけしたが、調布市施工で完成した。限られたスペースの中であり、全て希望どおりにはいかないが、おかげさまで快適な浴室や女性職員用のトイレができた。」

「常務理事報告」

「私が出なければならぬ外部会議については、令和2年度後半については、新型コロナウイルス感染症の影響でほぼ中止となっている。

組織運営については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながらの事業展開に努めた。二度目の緊急事態宣言が出た際は、初回と同様に、住民参加型事業の一時的な事業縮小と、公社職員の在宅勤務を推進している。

管理職の人事評価については、現在、結果を集計中で、今月中に最終の局長面談を行う予定である。

中期計画の見直しについては、先ほどご審議をいただいた。

地域包括支援センターの担当地域の変更では、八雲台地域のサブセンターの改修工事が今月22日から開始予定である。円滑な事業の開始につなげる。

公社が隔月で発行している広報誌「ほっとらいん」は、今般2月号を試みでカラー紙面にしたところ、大変好評であったことから、令和3年度からは毎号カラーでお届けすることとする。

広報については、新たな取組として、3月1日に公社のフェイスブックを開設した。今後、情報発信に努める。また、郵便局の現金封筒2万枚に、公社の協力会員募集広告を掲載し、市内の郵便局に配架するPR活動も行った。

コロナ関連では、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業及びデイサービスぶちぼあん事業で、昨日、東京都の補助事業を活用し、従事する職員のPCR検査を実施した。近々結果が出る予定である。

なお、添付の資料2「令和2年4月から11月までの事業進捗状況」及び資料3「財務執行状況及び財務状況」は、1月8日に開催した第2回定例監査で、監事に報告をしたものである。」

報告のとおり、了承された。

イ 報告第4号 令和2年度決算見込（自主事業）について

事務局より次のように報告があった。

「こちらは、訪問介護、居宅介護支援、ふちぼあんの自主3事業の収入、支出、当期収支差額を表したもので、①は今年度の当初予算、②は本日時点の決算見込、③は当初予算と決算見込との差異、このほか、④、⑤では令和元年度決算額との差異について示している。

②列の決算見込について、訪問介護事業は、収入合計が5,085万円余、支出合計が5,014万円余、当期収支差額は71万円余を見込んでいる。令和元年度決算と比較すると、予算規模が縮小し、収支差額も461万円余減少している。

居宅介護支援事業は、収入計が1,859万円余、支出が2,092万円余、当期収支差額がマイナス233万円余を見込んでいる。今年度は、今後の安定的な経営を目指し、職員体制を1名常勤化したことから人件費支出が増えている。例年と比べると、コロナウイルスの流行もあり、感染予防対策や介護サービス事業所でのコロナウイルス発生に伴い、急遽サービス休止などあり、サービス調整も多くなった。結果として、ケアプランの受け持ち件数が伸びず、収支の改善が図れなかった。

デイサービスふちぼあん事業は、収入が3,260万円余、支出が3,194万円余となり、当期収支差額は65万円余を見込んでいる。収支差額は、令和元年度決算対比で147万円余減額となっている。黒字額は減少したが、プラス域となる見込みである。

以上の結果、自主事業の収支は、表の下段の3事業合計で、(a)にあるとおり、当期収支差額はマイナス96万円余を見込んでいる。

このほか、その他収入を加えた法人全体の当期収支差額は85万円余となり、令和元年度決算と比較し、収支差額は875万円余減少する見込みとなった。」

報告のとおり、了承された。

以上で、本日のテレビ会議システムを用いた理事会は終始異常なく、案件について全て終了した。